

### (3) 相続人(第3順位)

#### 相続人第3順位:被相続人の兄弟姉妹又はその代襲者

被相続人の兄弟姉妹が第3順位になります。第1順位の相続人,第2順位の相続人が誰もいない場合に,相続人となります。

※兄弟姉妹が亡くなっていた場合は,甥姪が代わりに第3順位の相続人になりますが,その甥姪も亡くなっている場合,さらに甥の子や姪の子に再代襲することはできません。

